

平成28年2月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年2月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社陸観光 代表者小山徹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県上尾市大字上518-10 (東京営業所) 東京都足立区西新井4-25-22-201
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成26年4月24日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年2月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年2月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	庄和観光バス株式会社 代表者金子妙子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県本庄市大字山王堂1-1 (神川営業所) 埼玉県児玉郡神川町大字原新田2-17
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 40日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成27年5月12日及び平成27年6月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)